

別表(第2条関係)

| | |
|--------------|---|
| 補助事業名 | 西播磨ふるさとの風景づくり |
| 補助事業の目的 | 地域づくり活動に熱心に取り組む集落や団体等に対し、既存事業で対応困難なきめ細やかなハード整備を支援することにより、活動の基盤となる生活環境を整えるとともに、活動内容のステップアップを図り、西播磨地域の元気づくりを進めることを目的とする。 〔事業メニュー〕 ① 集落の元気づくりを支援（活性化施設等の整備） ② 集落のくらしを支援（生活環境の整備） ③ 集落の農業を支援（農業用施設等の整備） ④ 集落の安全・安心を支援（ため池等の安全対策） |
| 補助事業の対象となる者 | 上記①については、原則として自治会や地域住民で組織する活性化協議会等の団体、営農組合等の団体、NPO、公益法人とする。ただし、これらの団体からの要請を受け、市町が実施することも可能。②～④については原則市町。 原則として、地域づくり活動に熱心に取り組む集落・地域を対象とする。 |
| 補助事業の対象となる経費 | 請負工事費、資機材等購入費、重機類レンタル料（燃料費含む）、設計監理費、その他県民局長が認める経費 ・国庫補助事業を活用できるものは対象外 ・本来市町が管理すべき施設（市町道等）は対象外 ・資機材購入について、消耗品は対象外 |
| 補助率 | ①については定額 ②～④については2分の1以内 |
| 補助金の額 | 予算の範囲内 ① 集落の元気づくりを支援（活性化施設等の整備） ア「食」「農」を生かす〔補助上限額 500 千円〕 ・農産物直売所の整備 ・特産品開発のための加工所整備（衛生管理機能向上を目的とするものを除く）等 イ「生活」を生かす〔補助上限額 250 千円〕 ・棚田、直売所、歴史遺産等の地域資源の案内・説明看板設置 ウ「風景」を生かす〔補助上限額 500 千円〕 ・棚田等の景観保全整備（石積みの補修、復元等） ・都市農村交流のための施設整備や機材購入（トイレ、シャワー室等） エ「自然」を生かす〔補助上限額 500 千円〕 ・活性化施設等への再生可能エネルギー導入のための施設整備や機材購入 オ「歴史遺産」を生かす〔補助上限額 500 千円〕 ・山城や風情豊かな町並みなどの歴史遺産を生かした施設整備や機材購入 ※ 1集落（地域）で上記メニューを併せ行うことも可能。（最大 2,250 千円） ② 集落のくらしを支援（生活環境の整備） ア 集落内の道路整備〔補助上限額 500 千円〕 イ 集落内の水路整備〔補助上限額 500 千円〕 ウ 集会所や公園整備、展望スポット整備等〔補助上限額 250 千円〕 エ 歴史遺産への連絡のための集落内道路舗装等〔補助上限額 500 千円〕 ※ 1集落（地域）で上記メニューを併せ行うことも可能。（最大 1,750 千円） ③ 集落の農業を支援（農業用施設等の整備） ア 農業用排水路の整備〔補助上限額 500 千円〕 イ 分水ゲート等の農業水利施設の補修等〔補助上限額 500 千円〕 ※ 1集落（地域）で上記メニューを併せ行うことも可能。（最大 1,000 千円） ④ 集落の安全・安心を支援 ア ため池等の部分補修、廃止、安全施設の設置等〔補助上限額 500 千円〕 原則として、同一集落・地域で上記①～④の複数メニューを実施することは不可とするが、申請内容を判断の上、特に高い事業効果や相乗効果が見込まれる場合は、複数実施を認める。 |
| 適用除外する条項 | |
| その他の事項 | 事業実施に当たっては、本要綱の他、別に定める実施要領による |

別に定める事項

| 関係条項 | 内 容 |
|---------|--|
| 第3条 | <p>(添付書類)</p> <p>1 西播磨ふるさとの風景づくり事業計画書 (別紙様式1)</p> <p>2 整備箇所の位置図、施工図等、写真</p> <p>3 実施設計書 (事業メニュー①については見積書等でも可)</p> <p>(指定期日)</p> <p>別途通知する。</p> |
| 第7条第1項 | <p>(軽微な経費配分の変更)</p> <p>経費区分の相互間における少ない方の額の30%以内の変更</p> <p>(軽微な事業内容の変更)</p> <p>補助の目的及び補助事業の効果に影響を及ぼさない範囲で補助事業細部の変更をする場合</p> |
| 第9条第1項 | <p>(報告事項等)</p> <p>必要が生じた時は別途通知する。</p> |
| 第11条 | <p>(添付書類)</p> <p>1 第3条に規定する添付書類の出来高に係る書類 (請求書又は領収書(写)、契約書類(写)及び市町検査調書(写)等を含む)</p> <p>2 財産管理台帳(別紙様式2)(補修等軽微なものを除く)</p> <p>(指定期日)</p> <p>補助事業完了後1か月以内又は令和6年3月31日のいずれか早い日</p> |
| 第19条第1項 | <p>(処分制限期間)</p> <p>「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間。ただし、大蔵省令に定めのない財産については、国庫補助事業において農林水産大臣が定めたものを準用する。</p> |